（前のページより続き）

〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示
（北海道地方交通審議会）
〔公　告〕
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

内閣官房令

○内閣官房令第九号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「筑波事務所」を「筑波産学連携支援センター」に改める。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府　令

○内閣府令第五十七号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、及び官民人材交流センター令（平成二十年政令第三百九十一号）第二条の規定に基づき、官民人材交流センター組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

官民人材交流センター組織規則の一部を改正する内閣府令

官民人材交流センター組織規則（平成二十年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第十八条の五第一項」の下に「（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十第二項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

○内閣府令第五十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「タまで」を「ネまで」に改め、同号に次のように加える。

レ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
ソ　独立行政法人農林漁業信用基金
ツ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
ネ　独立行政法人福祉医療機構

附　則

この府令は、平成二十七年十月一日から施行する。

省　令

○総務省令第八十六号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「鋼製」の下に「又は合成樹脂製」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、合成樹脂製の管にあつては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第六号ニ㈡に定める基準に適合するものに限ることとし、合成樹脂製の管を接続するものの管継手にあつては、同号ホ㈡に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ることとする。

第十条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　鋼製の管、管継手及びバルブ類等は、地上に設置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　防護構造物内に設けられるとき。

(2)　寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めたとき。

(3)　合成樹脂製の管と接続する場合において、外面の腐食を防止するための措置を講じたときであつて、市町村長等が適当と認めたとき。

第十条第一項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第七十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条第十六号中「及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人福祉医療機構」に改める。